



## 労災保険料率変更！

労災保険の保険料率が改定されました。38業種で引下げとなりましたが、反面引上げや据置き業種もあります。事業主負担分としては、全体で1千億ほどの減額となる見込みです。平成21年4月1日より改定です。

### 1. 労災保険率

H21 概算保険料より適用

分類	番号	事業の種類	労災保険率	
			旧	新
林業	02、03	林業	60/1000	60/1000
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	41/1000	32 / 1000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	40/1000	41 / 1000
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石灰石鉱業	87/1000	87/1000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	46/1000	30 / 1000
	24	原油又は天然ガス鉱業	6.5/1000	6.5/1000
	25	採石業	70/1000	70/1000
	26	その他の鉱業	28/1000	24 / 1000
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	118/1000	103 / 1000
	32	道路新設事業	21/1000	15 / 1000
	33	舗装工事業	14/1000	11 / 1000
	34	鉄道又は軌道新設事業	23/1000	18 / 1000
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	15/1000	13 / 1000
	38	既設建築物設備工事業	14/1000	14/1000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	14/1000	9 / 1000
	37	その他の建設事業	21/1000	19 / 1000
製造業	41	食品製造業（たばこ等製造業を除く。）	7.5/1000	6.5 / 1000
	65	たばこ等製造業	6.5/1000	5.5 / 1000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	5.5/1000	4.5 / 1000
	44	木材又は木製品製造業	18/1000	15 / 1000
	45	パルプ又は紙製造業	7.5/1000	7 / 1000
	46	印刷又は製本業	5/1000	4.5 / 1000
	47	化学工業	6.5/1000	5 / 1000
	48	ガラス又はセメント製造業	7.5/1000	7.5/1000

この件に関するお問合せにつきましては、下記の連絡先までお願いします。

名南経営センターグループ 名南労務管理総合事務所

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮 2-3-18 名南経営本館 3階

電話：052-683-7538 FAX：052-683-1185

<http://www.meinan.net/column/column.htm>

分類	番号	事業の種類	労災保険率	
			旧	新
製造業	66	コンクリート製造業	14/1000	14/1000
	62	陶磁器製品製造業	17/1000	18 / 1000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26/1000	26/1000
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	7.5/1000	7 / 1000
	51	非鉄金属精錬業	7.5/4000	8.5 / 1000
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	8.5/1000	7.5 / 1000
	53	鋳物業	18/1000	19 / 1000
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	14/1000	11 / 1000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	9/1000	7.5 / 1000
	55	めつき業	8.5/1000	6 / 1000
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	7/1000	6.5 / 1000
	57	電気機械器具製造業	4.5/1000	3.5 / 1000
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	6/1000	5 / 1000
	59	船舶製造又は修理業	22/1000	23 / 1000
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	4.5/1000	3 / 1000
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	5.5/1000	4 / 1000
61	その他の製造業	8/1000	7.5 / 1000	
運輸業	71	交通運輸事業	5.5/1000	5 / 1000
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	13/1000	11 / 1000
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	13/1000	12 / 1000
	74	港湾荷役業	23/1000	17 / 1000
電気、ガス、水道、熱供給業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	4.5/1000	3.5 / 1000
その他	95	農業又は海面漁業以外の漁業	12/1000	12/1000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13/1000	13/1000
	93	ビルメンテナンス業	6.5/1000	6 / 1000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	7/1000	7/1000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	4.5/1000	3 / 1000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	5/1000	4 / 1000
	99	金融業、保険業又は不動産業	4.5/1000	3 / 1000
	94	その他の各種事業	4.5/1000	3 / 1000

この件に関するお問合せにつきましては、下記の連絡先までお願いします。

名南経営センターグループ 名南労務管理総合事務所

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮 2-3-18 名南経営本館 3 階

電話：052-683-7538 FAX：052-683-1185

<http://www.meinan.net/column/column.htm>

## 2. 労務費率

請負による建設事業において、賃金総額の把握が困難な場合に使用する労務費率。  
( 流木の伐採、林業等にも特例あり)

計算式 …… 請負金額 × 労務費率 = 賃金総額

分類	番号	事業の種類	労務費率	
			旧	新
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	19%
	32	道路新設事業	21%	21%
	33	舗装工事業	20%	19%
	34	鉄道又は軌道新設事業	23%	24%
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	21%	21%
	38	既設建築物設備工事業	21%	22%
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業 組立て又は取付けに関するもの その他のもの	40%	40%
			21%	22%
37	その他の建設事業	24%	24%	

## 3. 保険料の計算のしかた

### 一般保険料

#### 原則

賃金総額( ) × 一般保険料率( 労災保険率 + 雇用保険率)

免除対象高年齢労働者がいる場合

賃金総額( ) × 労災保険率 + (賃金総額 - 高年齢者賃金総額) × 雇用保険率

賃金総額  
1,000 円未満は切り  
捨て！

労働保険申告期限変更

5/20 7/10 へ

### 特別加入保険料

第1種特別加入保険料( 中小事業主等)

保険料算定基礎額の総額 × 第1種特別加入保険料率

第2種特別加入保険料 ( 一人親方等)

保険料算定基礎額の総額 × 第2種特別加入保険料率

第3種特別加入保険料( 海外派遣者)

保険料算定基礎額の総額 × 第3種特別加入保険料率

現在は、1. 労災保険率と同率

4/1000

この件に関するお問合せにつきましては、下記の連絡先までお願いします。

名南経営センターグループ 名南労務管理総合事務所

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮 2-3-18 名南経営本館 3 階

電話：052-683-7538 FAX：052-683-1185

<http://www.meinan.net/column/column.htm>